保存版

2026（令和 8）年 11 月作成

# 2027(令和 9)年度　放課後児童クラブ
# 入所申込みのご案内
# （けやき児童クラブ・ポプラ児童クラブ）

**当初受付期間**

**2026(令和 8)年 11 月 16 日（月）～2027(令和 9)年 2 月 18 日（木）**

**（詳しくは P.5 をご確認ください）**

1　放課後児童クラブにお申込みされる際は、必ず本案内に記載されている内容をご確認いただき、その内容について同意の上でお申込みください。

2　申込みは毎年度必要です。現在利用中の方も、翌年度（新学年）の利用を希望する場合は、必ず申込みをしてください。

3　この「入所申込みのご案内」は児童クラブ入所後も大切に保管してください。

## ＜問い合わせ先＞

### ◎一宮市ウェブサイト「放課後児童クラブ申込みのよくあるご質問（FAQ）」

放課後児童クラブの申込みに関する FAQ は、市ウェブサイト（ページ ID【1077184】）または右の二次元コードからご確認いただけます。ぜひご活用ください。

市ウェブサイト→

### ◎入所の申込み・施設・利用手数料について

一宮市子ども家庭部子育て支援課　入所・施設管理グループ

電話：0586-28-9022（月～金（祝・休日を除く）　9:00～17:00）

### ◎児童クラブの運営について

児童クラブの運営は以下のとおり委託しております。

運営に関するご質問やご意見は、それぞれの受託者へお問い合わせください。




【けやき児童クラブ】

受託者：社会福祉法人　一宮市社会福祉事業団

電　話：0586-51-5020（月～金（祝・休日を除く）　8:30～17:15）

【ポプラ児童クラブ】

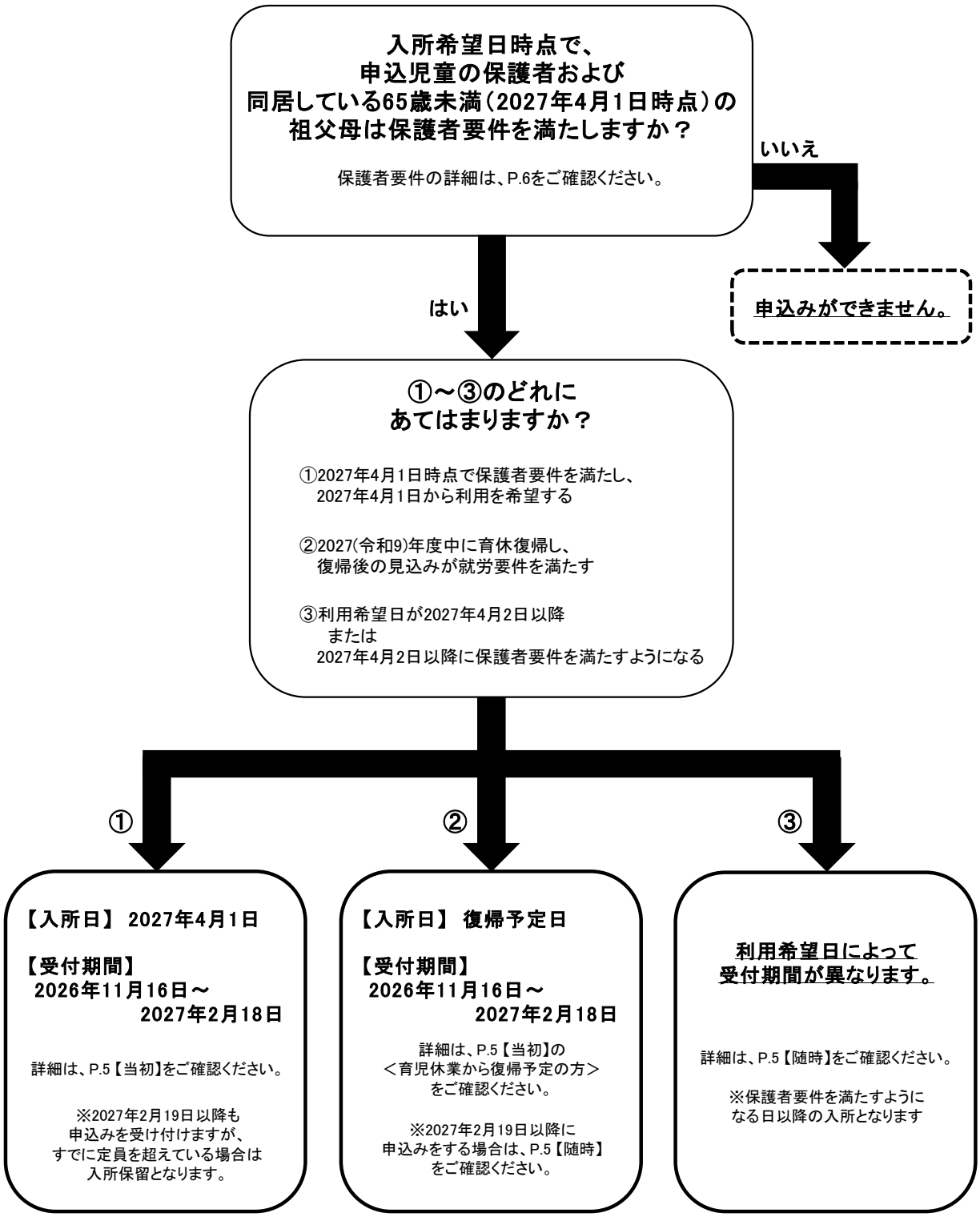
受託者：特定非営利法人　一宮市肢体不自由児者父母の会

電　話：0586-78-4447（児童クラブの開所時間中のみ繋がります）

# ＜放課後児童クラブ入所申込時期の確認＞

放課後児童クラブは、ご利用を希望する時期によって申込みの受付期間が変わります。

以下のフローチャートを参考に、受付期間をご確認の上、お申し込みください。



# ＜放課後児童クラブ入所申込の流れについて＞

## 申込書類の準備

・必要書類に不足があると申込みができません。
・P.8～10 をご確認の上、ご準備ください。

## 申込手続

■申込期間 【当初】2026 年 11 月 16 日（月）～2027 年 2 月 18 日（木）
【随時】入所希望時期によって異なります。詳しくは P.5 をご確認ください。
■申込方法 紙申込
■申込場所 児童クラブ または 子育て支援課

## 書類審査

・子育て支援課で一括審査します。
・申込者が定員を超えている場合は、P.13～15 に基づき選考を行います。

## 結果の通知

・申込内容の審査、入所選考の結果は郵送で通知します。
【当初】2027 年 3 月中旬発送
【随時】4 月 1 日入所 ： 3 月中旬以降順次発送
各月 1 日入所 ： 入所月の前月 18 日頃発送
各月 16 日入所 ： 入所月の 3 日頃発送
※詳しくは P.11 をご確認ください。

# 1　放課後児童クラブについて

## (1)放課後児童クラブとは

放課後児童クラブとは、学校の下校後に保護者が就労等の理由でご家庭に不在となる方を対象に、子どもに適切な遊びと生活の場を提供する場所です。

## (2)開所日、開所時間

期　　間　：　2027(令和 9)年 4 月 1 日～2028(令和 10)年 3 月 31 日

開 所 日　：　毎週月曜日～土曜日(祝・休日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)は休み)

開所時間　：　・月曜日～金曜日　　下校後～午後 7 時

・土曜日、長期休み等の学校休業日　　午前 7 時 30 分～午後 7 時

※利用者のいない日やいない時間帯は開所していない場合があります。

※学校がない日は保護者の方の送迎が必要です。

## (3)児童クラブの一覧および定員

| 学校 | 名称 | 定員 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|---|
| 一宮東<br>特別支援学校 | けやき<br>児童クラブ | 8 | 時之島字杁先 2 番地<br>ふれあいセンターあゆみ地内 | 52-0711 |
| 一宮<br>特別支援学校 | ポプラ<br>児童クラブ | 21 | 杉山字氏神廻 2 番地 2 | 78-4447 |

定員を超える申込みがある場合は、選考基準により選考を行い、欠席入所となる場合があります。詳しくは P.11「(1)申込内容の審査、入所選考」をご確認ください。

## (4)放課後児童クラブ利用手数料について

児童 1 人につき 7,000 円(8 月のみ 9,000 円)

別途必要な経費をいただくことがあります。

※市議会において予算が認められた場合には、同一世帯で同時に 2 人以上が在籍する際は、2 人目以降半額とします。

**けやき児童クラブ・ポプラ児童クラブに入所する児童の利用手数料は、減免申請書を提出していただくことにより、全額減免になります。**

# 2 入所申込みについて

## (1)受付期間

**【当初】**

| 入所希望日 | 受付期間 | 選考 | 申込みできる方 |
|---|---|---|---|
| 2027(令和 9)年<br>4 月 1 日 | 2026(令和 8)年<br>11 月 16 日<br>～2027(令和 9)年<br>2 月 18 日 | 期間中の申込者で選考<br>(先着順ではありません) | 2027(令和 9)年 4 月 1 日時点で<br>P.6 の「保護者要件」を満たす方 |

**＜育児休業から復帰予定の方＞**

2027(令和 9)年度中に育児休業から復帰予定の方で、復帰後の就労状況が P.6 の「保護者要件」のうち「就労」の要件を満たす方は、下表のとおり申込みができます。申込みの際は**復帰予定日や復帰後の勤務時間・勤務日数の見込みが記載された就労(採用内定)証明書の提出が必要です。**

なお、育児休業からの復帰予定日が変更となった場合には、就労(採用内定)証明書の再提出が必要となりますので、すみやかに子育て支援課までご連絡ください。ただし、変更内容によっては、利用希望日からご利用いただけない場合や再申込となる場合があります。

| 受付期間 | 申込みできる方 | 利用開始日 |
|---|---|---|
| 2026(令和 8)年 11 月 16 日～<br>2027(令和 9)年 2 月 18 日(※) | 2027(令和 9)年度中に育休復帰する方<br>(就労(採用内定)証明書で復帰日が確認できる方に限る) | 復帰予定日<br>または<br>復帰日以降の 1 日または<br>16 日のいずれか早いほう |

※ 2027(令和 9)年 2 月 19 日以降の申込みについては、以下の【随時】をご確認の上、お申込みください。

**【随時】**

2027(令和 9)年 2 月 19 日以降も下表のとおり申込みを受け付けますが、**すでに定員を超えている場合は欠席入所となります。**

| 入所希望日 | | 受付期間 | 選考 | 申込みできる方 |
|---|---|---|---|---|
| 2027(令和 9)年<br>4 月 1 日 | | 2027(令和 9)年<br>2 月 19 日<br>～3 月 15 日 | 先着順<br>(同日の申込みは選考) | ・2027(令和 9)年 4 月 1 日時点で P.6 の「保護者要件」を満たす方のうち、2027(令和 9)年 2 月 18 日までに申込みできなかった方<br>**・2027(令和 9)年 4 月 2 日～4 月 15 日の間に P.6 の「保護者要件」を満たすようになる方(※)** |
| 随時入所 | 各月 1 日<br>(※) | 入所希望日の<br>前月 1 日～15 日 | 先着順<br>(同日の申込みは選考) | 入所希望月の 1 日～15 日の期間以降、P.6 の「保護者要件」を満たすことが確認できる方(※) |
| | 各月 16 日<br>(※) | 入所希望日の<br>前月 16 日～月末 | | 入所希望月の 16 日～月末の期間以降、P.6 の「保護者要件」を満たすことが確認できる方(※) |

※ 「1 日～15 日」または「16 日～月末」のそれぞれの期間の途中から保護者要件を満たすようになる方は、要件を満たすようになる日(その日が日・祝・休日の場合は翌開所日)からの入所となります。

## (2)対象児童

一宮市内に住所を有する小学部 1 年生から 6 年生までの児童のうち、保護者および同居している 65 歳未満の祖父母が次の保護者要件のいずれかに該当しており、2027(令和 9)年度を通じて放課後児童クラブの利用が必要な児童。

※一宮東特別支援学校小学部在籍の児童はけやき児童クラブ、一宮特別支援学校小学部在籍の児童はポプラ児童クラブへ申込みが可能です。

**●保護者要件**

入所希望日時点から 1 か月以上の期間、次の要件を満たしていることが就労(採用内定)証明書等で確認できる場合、確認できる期間のみ在籍が可能となります。

| 事由 | 申込みできる要件 | |
|---|---|---|
| 就労 | ①14:00～19:00 の時間帯を含む勤務<br>②9 時間以上の勤務 | ①または②の勤務が 1 か月に<br>8 日以上あること |
| | ◎残業時間、通勤時間の考慮について<br>・就労(採用内定)証明書に残業時間も含めて証明されている場合、「勤務状況」の各勤務パターンについて、「残業(合計)時間」÷「残業(合計)回数」により残業時間の平均を算出します。残業時間の平均はそれぞれの勤務パターンの「残業(合計)回数」に証明された回数まで、その勤務時間に加算することができます。<br>・通勤時間を含むことにより「就労」の要件を満たす場合は、通勤時間の申し立てをすることにより、申込みが可能となります。ただし、選考となった場合は、保護者指数はすべて「0(ゼロ)」となります。詳しくは、P.13＜一宮市放課後児童クラブ利用選考について(けやき児童クラブ・ポプラ児童クラブ)＞をご覧ください。 | |
| 傷病等 | 傷病等により入院または安静加療が必要である | |
| 障害等 | ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されている<br>・要支援認定・要介護認定を受けている | |
| 看護・介護 | 親族の看護・介護をしている(時間・日数の要件は「就労」と同様) | |
| 就学等 | 学校に通っている、または就労等のため技能訓練を受けている<br>(時間・日数の要件は「就労」と同様) | |
| 出産 | 分娩予定日の 3 か月前から出産日の 2 か月後の月末までに該当<br>※利用期限は出産日の 2 か月後の月末 | |
| 災害復旧 | 震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっている | |
| 求職 | 現在求職活動中または入所次第求職活動を開始する予定である<br>※利用期限は入所日の翌月末<br>※保護者が求職要件に該当することによる入所は同年度に1度のみ | |

**◎児童クラブの利用期限がある方**

利用期限の翌日以降も、「保護者要件」のいずれかの要件を満たす場合のみ、引き続き児童クラブを利用することができます。継続利用を希望する場合は、以下の期限までに手続が必要です。手続の詳細は、入所決定および要件変更の際に送付する通知にてご確認ください。

| 保護者要件 | 継続利用手続の期限 |
|---|---|
| 出産・求職 | 利用期限の月の 15 日 |
| 出産・求職以外 | 利用期限の 2 週間前 |

**●同居の祖父母について**

同一住所地に住民票がある場合、別棟にお住まいの場合や別世帯の場合も同居として取り扱います。

| | | 2027(令和 9)年<br>4 月 1 日時点の年齢 | 同居の祖父母が<br>保護者要件を満たす場合 | 同居の祖父母が<br>保護者要件を<br>満たさない場合 |
|---|---|---|---|---|
| 生年月日 | 1962(昭和 37)年<br>4 月 2 日以降 | 65 歳未満 | 就労(採用内定)証明書等の<br>**提出が必須** | 申込みできません |
| | 1952(昭和 27)年<br>4 月 2 日<br>～1962(昭和 37)年<br>4 月 1 日 | 65 歳以上<br>75 歳未満 | 就労(採用内定)証明書等の<br>**提出は任意**(※) | 申込みできます<br>(書類不要)(※) |
| | 1952(昭和 27)年<br>4 月 1 日以前 | 75 歳以上 | 就労(採用内定)証明書等の<br>**提出は不要** | 申込みできます<br>(書類不要) |

※ 就労(採用内定)証明書等がない場合でも申込みはできますが、選考となった場合は P.6 の「保護者要件」に該当しないものとみなし選考しますので、減点対象になります。

**●申込みできない児童**

次に該当する場合、申込みはできません(④～⑥は兄弟姉妹の利用で該当する場合も含みます)。

① 保護者が保護者要件に該当しない場合
② 65 歳未満の祖父母が同居しており、その方が保護者要件に該当しない場合
③ 保護者が、就労(採用内定)証明書などからみて、放課後児童クラブの開所時間中に児童の送迎ができない場合
(学校がある日の来所時を除き、放課後児童クラブ利用時は必ず保護者の送迎が必要)
④ 保護者が、放課後児童クラブの運営上遵守すべき事項について警告を受けても守らない場合
⑤ 保護者が、放課後児童クラブ利用手数料を滞納している場合
⑥ 過去に放課後児童クラブの利用者登録を取り消されたことがある場合

## (3)必要書類

**【書類配布場所】**

・けやき児童クラブ、ポプラ児童クラブ、子育て支援課(一宮市役所本庁舎 4 階 46 番窓口)

・一宮市ウェブサイト

**【記入上の注意】**

鉛筆や消せるインクのペンの使用は無効。訂正には修正ペンを使用せず、二重線で抹消ください。

**【必須書類】**

| 書類名 | 対象者・必要枚数など |
|---|---|
| 放課後児童クラブ申込書<br>※必ず「けやき児童クラブ・ポプラ児童クラブ　通年用」と書かれたものをお使いください。 | 申込児童 1 人につき 1 枚必要 |
| 放課後児童クラブ<br>利用手数料減免申請書 | けやき児童クラブまたはポプラ児童クラブに申込みをする場合、提出が必要<br>※減免理由は 3 号に☑をつけてください。 |
| 就労(採用内定)証明書<br>または<br>就労外要件申告書<br>※P.9～10 の【要件ごとの必要書類】をご確認ください。 | 以下のすべての方が必要<br>・同居の父、母<br>・単身赴任中の父、母<br>・同居の 65 歳未満の祖父母<br>・同居の 65 歳以上 75 歳未満の祖父母(任意)<br>※兄弟姉妹で兼用可 |

**【場合によっては必要な書類】**

| 書類名 | 対象者 |
|---|---|
| 児童の送迎に関する届出書 | 恒常的に保護者以外の方が送迎を行う方 |
| 申立書 | ・通勤時間の申立てをする方<br>・やむを得ない事情で自営業の添付書類が用意できない方<br>・看護・介護や就学等の時間が複数パターンある方<br>・その他提出が必要な方 |

【要件ごとの必要書類】

<table>
<tr><th>申込要件</th><th colspan="2">必要書類</th></tr>
<tr><td rowspan="4">就労</td><td colspan="2">□就労（採用内定）証明書<br>・申込時点で３か月以内に発行・承認されたもののみ有効です。<br>・就労（採用内定）証明書の記入要領をご確認ください。<br><br>◎単身赴任の方について<br>・入所希望日時点で単身赴任中の方(入所希望日までに開始する予定の方を含む)は、入所希望日時点で単身赴任中であることがわかる就労(採用内定)証明書が必要です。<br>・入所希望日までに単身赴任が終了する予定の方は、入所希望日時点で単身赴任中でないことと、単身赴任終了後の勤務状況の見込みを記載した就労(採用内定)証明書が必要です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">◎以下に当てはまる方は、就労（採用内定）証明書に加え、添付書類が必要です。</td></tr>
<tr><td>通勤時間を含むことにより<br>「就労」の要件を満たす方</td><td>□通勤時間を記載した申立書<br>※申立書裏面の記入例④を参考にご記入ください。</td></tr>
<tr><td>自営業の方<br>（ご自身またはご親族が経営する会社・運営する事業所等に就労している方含む）</td><td>□就労先の事業所名と就労者の氏名の記載のある添付書類<br>（写し可、名刺・給与明細等は不可）<br>【例】 ・源泉徴収票(申込時点で最新のもの)※金額部分は削除可。<br>・確定申告書(控)（申込時点で最新のもの） ※金額のみ消した状態で構いませんが、屋号または営業収入があることが分かる状態で提出してください。<br>・営業許可証<br>・開業届(控)（開業初年度の場合に限る）<br>※やむを得ない事情で用意できない場合は、子育て支援課へご相談ください。</td></tr>
<tr><td>・フレックス勤務等で勤務形態が複数あり、就労（採用内定）証明書の勤務時間欄に記入できない方<br><br>・複数の勤務先で就労しており、就労（採用内定）証明書のみで勤務日の重複の有無が確認できない方<br><br>・保護者要件の中で、就労と看護・介護等や就学等を兼ねており、勤務日との重複の有無が確認できない方</td><td>□勤務実績表等（事業所名と就労者氏名が記載されたもの）<br>※事業主（上長）の方に就労（採用内定）証明書に添付していただき、備考欄に勤務実績表等を添付したことを明記してください。<br>※複数の勤務先の勤務実績表を提出する場合は、勤務日の重複が確認できるように、すべての勤務先について同じ月のものを添付してください。</td></tr>
<tr><td>傷病等</td><td colspan="2">□就労外要件申告書<br>□診断書（写し可、おおむね３か月以内に発行されたもので、入院または安静加療が必要であることが記載されているもの）</td></tr>
<tr><td>障害等</td><td colspan="2">□就労外要件申告書<br>□該当する方の証明書類（以下のうちいずれか一つ）<br>・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し<br>・要支援認定・要介護認定を受けていることが分かる証書または保険証等の写し</td></tr>
</table>

【要件ごとの必要書類 （続き）】

| 申込要件 | 必要書類 |
|---|---|
| 看護・<br>介護 | **□就労外要件申告書**<br>**□看護・介護を必要とする方の証明書類（以下のうちいずれか一つ）**<br>・診断書（写し可、おおむね 3 か月以内に発行されたもの）<br>・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し<br>・要支援認定・要介護認定を受けていることが分かる証書または保険証等の写し |
| 就学等 | **□就労外要件申告書**<br>**□在学証明書**（写し可、3 か月以内に発行されたもの）**または学生証の写し** |
| 出産 | **□就労外要件申告書**<br>**□母子健康手帳の写し（母の氏名の記載のある部分）**<br>※必要事項以外の箇所は消していただいて構いません。 |
| 災害復旧 | **□就労外要件申告書**<br>**□証明書**（写し）<br>※証明書の発行まで時間がかかる場合は、後日の提出で構いません。 |
| 求職 | **□就労外要件申告書** |

◎必要書類に有効期間等の記載がある方

有効期間等の記載があり、2027（令和 9）年度中に有効期間が終了する場合、その有効期間中に限りクラブを利用できます（診断書の場合は、診断書中で医師が入院や安静加療を必要と認めている期間中に限りクラブを利用できます）。なお、利用期限の翌日以降も、P.6 の「保護者要件」のうちいずれかを満たす場合のみ、引き続き児童クラブを利用することができます。継続利用の手続については、入所決定および要件変更の際に送付する通知にてご確認ください。

## (4) 申込方法

けやき児童クラブ・ポプラ児童クラブを入所希望の方は電子申請でのお申込みはできません。

申込前にご確認ください

・書類に不足がある場合は提出できません。
・児童クラブまたは子育て支援課で受け取った書類は**返却できません。**
・診断書等の証明書類やその写しにつきましても、受け取り後は返却できませんので、控えが必要な場合はあらかじめご自身でご用意いただいた上でご提出ください。

| 提出場所 | 提出可能時間 |
|---|---|
| 児童クラブ　（※） | 月曜日～金曜日　下校後から午後 7 時まで<br>土曜日　午前 7 時 30 分から午後 7 時まで |
| 子育て支援課<br>（一宮市役所本庁舎 4 階 46 番窓口） | 月曜日～金曜日　午前 9 時から午後 5 時まで |

※ 利用者のいない日やいない時間帯（全員帰宅した後など）は閉まっている可能性があります。

# 3 入所申込後

## (1)申込内容の審査、入所選考

**●申込内容の審査**

子育て支援課で一括審査します。必要書類が揃っているか、申込内容に不備がないか、申込みに必要な要件を満たしているか等を確認します。

**●入所選考**

申込者が定員を超えている場合は、P.13～15＜一宮市放課後児童クラブ利用選考について(けやき児童クラブ・ポプラ児童クラブ)＞に基づき選考を行います。選考の結果、合計指数の高い方から入所を決定します。

## (2)結果の通知

申込内容の審査、入所選考の結果は郵送で通知します。

| 入所日 | | 受付期間 | 通知発送予定日 |
|---|---|---|---|
| 4月1日入所 | | 2026(令和8)年11月16日(月)から<br>2027(令和9)年2月18日(木)まで | 3月中旬頃 |
| | | 2027(令和9)年2月19日(金)から<br>3月15日(月)まで | 3月中旬以降　順次 |
| 随時入所 | 各月1日入所 | 入所希望日の前月1日～15日 | 入所月の前月18日頃 |
| | 各月16日入所 | 入所希望日の前月16日～月末 | 入所月の3日頃 |

**◎欠席入所となった場合**

選考により欠席入所となった場合は、日々定員に空きがある場合に限り児童クラブを利用できます。通常の入所枠に空きができたときは、選考基準の合計指数の高い順に子育て支援課より郵送にてご案内します。

## (3)申込内容に変更があった場合

申込後に申込内容に変更があった場合は書類の提出が必要となる場合があります。変更後はすみやかに子育て支援課までご連絡ください。

# 4 入所決定後

## (1)利用時の注意点

**●入所前の説明会について**

児童クラブの利用開始前に、入所決定した施設にて児童クラブの利用に関して説明会、もしくは個別でご説明を行います。入所決定の通知に日程が記載されておりますので、ご確認の上、該当施設へお出かけください。ご都合がつかない場合は、事前に該当施設へ直接ご連絡ください。

児童クラブは利用状況により閉所となる場合があるため、電話などでご確認の上、お出かけください。

**●保険について**

入所前にスポーツ安全保険に加入していただきます。保険料は利用手数料に含まれていますので、別途請求はしません。加入手続きは市で行います。

放課後児童クラブで起きた傷害については、請求手続をしていただくことにより、通院・入院の 1 日目から定額保険金が支払われます。

## (2)退所・入所辞退をする場合

**●退所する場合**

必ず**退所日(最終在籍日)まで**に「退所・辞退届」を児童クラブまたは子育て支援課へ提出、もしくは電子申請してください。

**「退所・辞退届」の提出がない場合は、児童クラブに在籍していることになるため、実際の利用がなくても、在籍期間中は利用手数料がかかります**のでご注意ください。なお、減免申請書を提出し、減免承諾となっている場合は利用手数料がかかりません。

**●入所辞退する場合**

児童クラブの入所を取りやめる場合は、必ず**入所日の前日まで**に「退所・辞退届」を児童クラブまたは子育て支援課へ提出、もしくは電子申請してください。

**決定した入所日以降に「退所・辞退届」を提出された場合、実際の利用がなくても利用手数料がかかります**のでご注意ください。なお、減免申請書を提出し、減免承諾となっている場合は利用手数料がかかりません。

**2027(令和 9)年度 「退所・辞退届」電子申請ページ**

利用年度によって、申請ページが異なります

＜二次元コード＞ ＜URL＞ https://logoform.jp/form/Z3LR/1786484

## (3)児童クラブを休所する場合

やむを得ない事情の場合にのみ、**休所開始日の前日まで**に休所届と必要書類を提出することで、該当期間放課後児童クラブを休所することができます。なお、ご状況によっては休所できる要件に該当しない場合がありますので、休所をご希望の方は、必要書類をご準備いただく前に、あらかじめ子育て支援課までご連絡ください。

# 5 長期休暇期間限定の児童クラブ

春休み、夏休み、冬休みについて、長期休暇期間限定での利用者の募集を予定しています。ご利用には長期休暇期間ごとに申込みが必要です。

けやき児童クラブ・ポプラ児童クラブのご利用を希望される方は子育て支援課までお問合せください。

※通年入所者については、長期休暇期間限定の申込みは不要です。

# ＜一宮市放課後児童クラブ利用選考について

# （けやき児童クラブ・ポプラ児童クラブ）＞

**放課後児童クラブの申込児童の人数が定員を超える場合、以下の方法により選考します。**

1. 申請内容から、児童の合計指数を算出します。算出方法は次によります。

○指数は、[1]学年指数、[2]保護者指数、[3]調整指数の 3 種類があります。

○[1]学年指数と[2]保護者指数の合計に、[3]調整指数により加算・減算を行い、合計指数を決定します。

2. 合計指数の高い児童から順に定員に達するまで入所承諾の決定をします。

○合計指数が同点の場合、以下の順に優先者を決定します。

①学年指数が高いこと

②同一住所地に居住する祖父母がいないこと（同一住所地に居住する祖父母すべてが保護者要件に該当し（求職に該当する場合、または通勤時間の申立てをすると就労の申込要件を満たす場合を除く）、就労証明書等により確認できる場合は、いないことと同様に取り扱います。）

※75 歳以上の祖父母は、上記に関わらずいないことと同様に取り扱います。

○上記の順でも優先順位が決まらない場合は、総合的に判断します。

3. 定員を超えた場合は、欠席入所となります。

## [1]学年指数

| 学年 | 指数 | 学年 | 指数 | 学年 | 指数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 年生 | 75 | 3 年生 | 45 | 5 年生 | 15 |
| 2 年生 | 60 | 4 年生 | 30 | 6 年生 | 0 |

## [2]保護者指数

○父母について、就労の場合及び就労以外の場合の指数を算出します。

○父母それぞれについて上記の指数を算出し、低い方の指数を保護者指数として採用します。

**【就労の場合の保護者指数】**

・就労証明書の「勤務時間」と「勤務日数」から算出します。

・P.14 の「2. 勤務日数による加算」に該当する場合は、「1-①、1-②の内、該当する指数」に「2. 勤務日数による加算」を加算した指数を採用します。

・父母または 65 歳未満の祖父母の就労が申込要件を満たさず、通勤時間の申立てにより申込みされた場合は、P.14 の点数表に拘わらず保護者指数は「0」となります。

1-①. 14:00～19:00 の時間帯を含む勤務の場合

| 勤務終了時刻 | 指数 |
|---|---|
| | 就労・就学等 |
| 14:00 以降 | 3 |
| 15:30 以降 | 5 |
| 16:00 以降 | 7 |
| 16:30 以降 | 8 |
| 17:00 以降 | 9 |
| 17:30 以降 | 10 |
| 18:00 以降 | 11 |

1-②. 14:00～19:00 の時間帯を含まない勤務の場合

| 勤務時間数 | 指数 |
|---|---|
| | 就労・就学等 |
| 9 時間未満 | 申込みできません |
| 9 時間以上 | 2 |

2. 勤務日数による加算

| 区 分 | 状　　況 | 指　数 |
|---|---|---|
| 勤務日数加算 | 勤務日数(授業日数)が 1 か月に 20 日以上 | ＋ 2 |

【就労以外の場合の保護者指数】

・各区分、状況によって以下の表の指数を採用します。

| 区 分 | 状　　況 | 指　数 |
|---|---|---|
| 傷 病 等 | 入院(施設入所含む) | 13 |
| | 上記以外で、安静加療を要する場合 | 5 |
| 障 害 等 | 身体障害者手帳 1～2 級、療育手帳 A 判定<br>精神障害者保健福祉手帳 1 級、要介護 3～5 | 13 |
| | 身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B 判定<br>精神障害者保健福祉手帳 2 級、要介護 1～2 | 9 |
| | 身体障害者手帳 4 級、療育手帳 C 判定<br>精神障害者保健福祉手帳 3 級、要支援 2 | 7 |
| | 身体障害者手帳 5～6 級、要支援 1 | 5 |
| 看護・介護 | 自宅以外での親族の看護・介護で、児童の支援が必要と認められる場合 | 9 |
| | 自宅での親族の看護・介護で、児童の支援が必要と認められる場合 | 5 |
| 就学等 | 大学、職業訓練校、資格取得講習等(通信課程除く) | 就労の場合の<br>保護者指数を使用 |
| 出産 | 分娩予定日の 3 か月前より出産日の 2 か月後の月末までの期間 | 11 |
| 災害復旧 | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている | 13 |
| 求職 | 現在求職活動中または入所次第求職活動を開始する予定である | -13 |

## [3]調整指数

○世帯の状況などによって、以下の指数を加算（マイナスの場合は減算）します。

| 状　　況 | 指　数 |
|---|---|
| ①母子・父子家庭等 | ＋ 6 |
| ②父または母が単身赴任（就労証明書の「単身赴任」欄により確認できる場合のみ） | ＋ 2 |
| ③父または母が産前産後休業・育児休業期間明け | ＋ 2 |
| ④(ア) 65 歳以上 75 歳未満の祖父母が同一住所地に居住しており(※1)、その祖父母が保護者要件を満たすことが証明書等により確認できない場合<br>(イ) 65 歳以上 75 歳未満の祖父母が同一住所地に居住しており(※1)、その祖父母が保護者要件の「求職」に該当する場合、または通勤時間の申立てをすると「就労」の申込要件を満たす場合 (※2)<br>(ウ) 65 歳未満の祖父母が同一住所地に居住しており (※1)、その祖父母が保護者要件の「求職」のみに該当する場合 | －6<br>(※3) |

(※1) 生計や世帯の状況を問わず、別棟の場合も含めて、「同居」として取り扱います。

(※2) (イ)の場合以外で申込要件を満たすことが証明書等により確認できる場合は、減算対象外です。

(※3) (イ)のうち通勤時間の申立てをすると「就労」の申込要件に該当する場合で、[2]保護者指数が 6 以下の場合、減算される指数は[2]保護者指数を上限とします。

## [4]合計指数

○定員を超える申込みがあった場合、合計指数の高い順に入所承諾者を決定します。

| 学年指数 | | 保護者指数（※5） | | 調整指数 | | 合計指数 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 児童の学年<br>75 点満点 | ＋ | 【就労・就学等】13 点満点<br>（勤務時間 11 点、勤務日数加算 2 点）<br>【就労外（「就学等」を除く）】13 点満点 | ＋ | 上記<br>**[3]調整指数**<br>参照 | → | 高い順に<br>決定します |

(※4) 父母のうち、指数の低い方 1 名分を採用します。

**【兄弟姉妹で同じ施設へ申込みをする場合】**

・申込書で「兄弟姉妹を一組として選考する」を選択した場合は、兄弟姉妹それぞれの合計指数の平均を指数として採用します。（兄弟姉妹の合計指数は同じになります。）

・申込書で「兄弟姉妹を個別に選考する」を選択した場合は、別々に選考を行うため、1 人だけが欠席入所となる場合があります。

※兄弟姉妹が別々の施設へ申込みをされる場合は、兄弟姉妹を個別に選考します。

## ●誓約事項

・申請書、証明書については、事実と相違ありません。
・書類の記載内容に変更が生じた場合は、すみやかに変更の届出をします。
・放課後児童クラブを利用するにあたり、児童が他の利用者と安全に集団生活を行うための必要な支援員等の指示に従います。
・保護者は、放課後児童クラブを利用する児童が、他の利用者及び支援員等の心身に対して危害を加え、著しい損害を与えた場合は、児童の退所手続きを行います。
・放課後児童クラブの利用に際して、支援員、受託事業者、及び子育て支援課から来所・来庁の連絡があった場合は速やかに応じます。
・利用児童の送迎は、必ず放課後児童クラブの開所時間内に行います。
・放課後児童クラブ利用手数料は、指定された期日までに遅滞なく納付します。
・実際の利用の有無にかかわらず、在籍期間中は利用手数料がかかることに同意します。
・一宮市が保有する個人情報について、審査にあたり必要となる情報を利用すること、また、児童クラブの運営上必要な情報を児童クラブに共有することに同意します。
・その他申込みをするにあたり、「放課後児童クラブ入所申込みのご案内」の内容を確認のうえ、その内容について同意します。
・以上の各項について違反したとき、放課後児童クラブの退所等いかなる処置を受けても異議を申し立てません。